

茨城県後期高齢者医療 広域連合設置に関する 協議について

年々、老人医療費が増大し、それを負担する現役世代との間に負担と給付の不公平感が高まっていることから、現行の老人保健制度に変わるものとして後期高齢者医療制度が、昨年6月の国会で成立しました。

平成20年4月から、75歳以上の高齢者すべてが加入し、保険料を納付、1割の自己負担をする制度です。

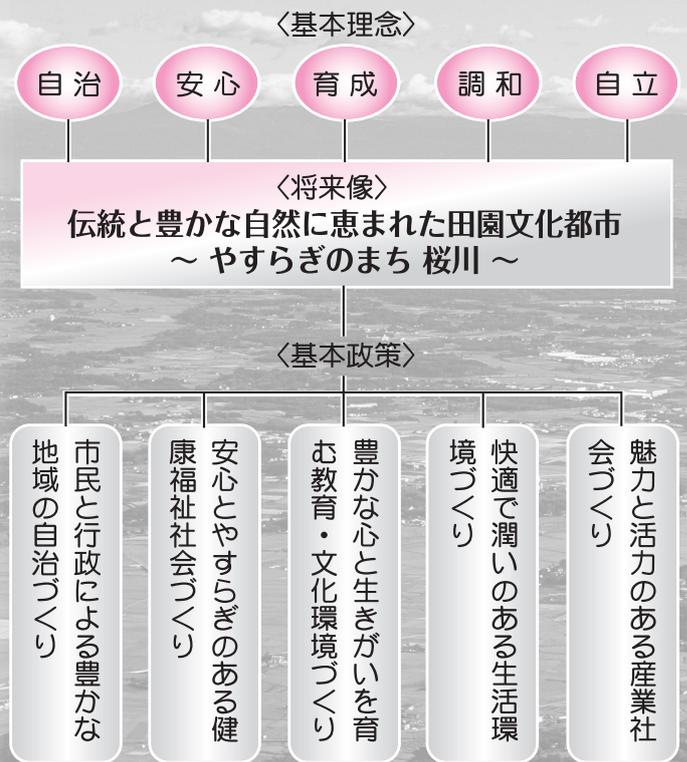
この医療制度の財政運営を広域的、かつ安定化を図るために、茨城県の全市町村が加入する医療広域連合を組織し、今後は、この広域連合と市町村が一体となって医療制度の安定的運営を図っていくものです。

こんな討論がありました！

反対です 後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけの独立した医療保険制度であり、医療費が増えれば保険料が値上げになる仕組みになっているので、高齢者にとっては負担が増えるだけで得になることは何もない制度である。この制度のための広域連合の設置には、反対する。

賛成です 老人保健会計が財政に大きな打撃を及ぼしている状況は、どこの市町村も同じ。広域連合に加入しないで老人保健特別会計を運営する場合の財源はどうするのか。県内の全市町村が一体となり、広域的に医療制度の安定的運営を図る広域連合の設置には、賛成する。

桜川市第1 基本構想を



- 可決 茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について
- 可決 筑西広域市町村圏事務組合規約の変更について
 - ▼地方自治法の一部改正により、収入役制度を会計管理者に改め、文言等の整備を行うもの。
- 可決 筑北環境衛生組合規約の変更について
 - ▼地方自治法の一部改正により、収入役制度を会計管理者に改め、文言等の整備を行うもの。
- 可決 字の区域の変更について
 - ▼県営ほ場整備事業泉川地区の施行の結果、字の区域及び名称の変更を要するもの。
- 可決 桜川市道路線の廃止について
- 可決 桜川市道路線の認定について
- 可決 一般会計補正予算(第5号)
- 可決 介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 可決 岩瀬水道事業会計補正予算(第2号)
- 可決 真壁水道事業会計補正予算(第3号)
- 可決 大和水道事業会計補正予算(第2号)
- 可決 桜川市営単土地改良事業の施行について
 - ▼北岡地区の舗装工事195メートルと下泉地区のかんがい排水250メートルの施行。
- 否決 鈴木政夫議員の辞職勧告決議

全20議案を審議しました

質問者本人が要約しています

次総合計画 議決する！

平成18年第4回定例会

12月12日～14日までの会期で開催され、第1次総合計画基本構想や、水道料金の統一など20議案が審議されました。

桜川市第一次総合計画基本構想は、本市のまちづくりにおける最上位の計画で、構想期間は平成十九年度から平成二十八年度までの十年間です。

本市の将来像は、「自治」「安心」「育成」「調和」「自立」の五つを基本理念に、「伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市くやすらぎのまち桜川く」を目指します。

そして、この将来像を実現するため、五つの基本政策を定め、さまざまな施策・事業を推進します。

議案審議で交わされた 代表的な質疑

問 区域指定等による土地利用構想は。

答 基本構想の中で、ライフスタイルの変化に応じ、良好な住環境が確保できるようにしております。今後は構想に基づき、五年ごとに基本計画を策定し対応してまいります。

問 益子や笠間との連携などの広域的な構想は。

答 益子方面などとの広域的ネットワークを構想として挙げております。

問 合併協議会時の新市建設計画との比較をします。

答 インターチェンジ付近の拠点づくりや真壁の町並み整備など、各地域の発展を融合させるといった具体性を持たせました。

審議された議案と結果

＊印があるものはピックアップして記載しています

可決 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

▼地方自治法の一部改正により平成19年4月から助役を副市長に改め、収入役を廃止することによる関係条例の文言等の整備を行うもの。

可決 桜川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

▼人事院規則の改正に伴い、育児または介護を行う職員の早出勤、遅出勤の対象範囲が拡大されたことによるもの。

可決 桜川市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

▼大和運動場が大和中学校改築移転敷地となるため、都市計画法上の用途の変更が必要となり改正するもの。

可決 桜川市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

▼健康保険法の一部を改正する法律の施行と、県の医療福祉対策要綱の一部改正があり、文言の整理を行うもの。

可決 桜川市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

▼保証審査の簡素化、合理化を図るため、全国保証信用協会の統一ガイドラインが策定されたことに伴い改正するもの。

可決 桜川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

可決 桜川市第1次総合計画基本構想について



水道料金が統一されます！

〔桜川市水道事業給水条例の一部を改正する条例〕

平成十九年四月から水道使用料、量水器使用料、加入分担金を統一するものです。水道使用料は口径別料金体系で基本料金及び従量料金の合計額とし、量水器使用料は基本料金に含め徴収しないで、加入分担金は新規給水申込者から徴収することとし、岩瀬水道事業の料金がベースとなっております。

問 三水道事業所も一本化されるのか。

答 十九年度は事業統合のための認可申請を行い、二十年四月から一本化されます。

問 旧三町村の現行料金との比較は。

答 一番使用されている給水管の口径十三ミリと二十ミリで、四十立方メートルを使用した場合、現在の料金と比較すると、岩瀬は二一〇円の減、真壁は一〇六〇円の減、大和の一三ミリは二一〇円高くなりますが、二十ミリは八四〇円の減となります。



新しい水道料金（平成19年4月1日から下記の料金になります）

料金 給水管の口径	基本料金		従量料金（1㎡につき）			
	水量	月額料金	10㎡を超えて20㎡まで	20㎡を超えて30㎡まで	30㎡を超えて40㎡まで	50㎡を超えるもの
13mm	使用水量 10㎡まで	2,310円	273円	283円	315円	336円
20mm		2,310円				
25mm		3,510円				
30mm		4,360円				
40mm		6,150円				
50mm		10,140円				
75mm		19,300円				
100mm		32,300円				
150mm	72,910円					

視察してきました

地域特性を活かした 既存施設の再活用！ ～田舎ランド^{しぎうち}鴨内を視察～

日程：平成18年12月15日（金）
午前10時30分～
視察先：田舎ランド鴨内（栃木県那須塩原市）
目的：地域の特性を活かした既存施設の活用事例調査
参加者：議会議員

平成17年4月に開設された田舎ランド鴨内は、平成14年3月に廃校となった小学校を、農林水産省の「新山村振興等農林業特別対策事業」の補助を受け、2,600万円をかけて改修した農林業体験施設です。

週末を中心に、野菜づくりや酪農等の農業体験教室や、木工・陶芸・パンづくり等の創作教室が開かれ、また、利用者の少ない平日は保育園児や小学生の遊びの場としても活用され、開設された平成17年度は13,221人が利用しています。

この施設でクローズアップしたいのは、交流と体験と既存施設の再利用をうまく組み合わせていることです。施設は市外の人にも無料で開放しているため、東京方面からの利用もあり、交流は地域内だけにとどまらず、都市と農村という範囲にまで及んでいます。

21世紀は交流の時代です。本市においても、交流を基本に地域の持つ特性を活かしながら、あまり利用されていない施設や公園等の再活用を図ることも、有効な施策ではないでしょうか。

